

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
-	-	-	-	大阪市個人情報保護条例	大阪市個人情報の保護に関する法律施行条例	市独自の規制を定める条例から法律に基づく委任事項等を定める条例への位置づけの変更に伴い改正。ただし、市会部分を規定する場合は、改正不要か。
目的	1			この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市民の基本的な人権を擁護するとともに、市政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。	(趣旨) 第1条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。	現行条例の目的については、法第1条の目的に包含されているため、規定不要。本条例が法の委任事項等を婀娜めていることを明確化する旨の規定に改正(これに伴い、見出しも「目的」から「趣旨」に改正) なお、法の目的や規範に反することなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられない…とされていることから(QA案9-1-1)従来の目的規定を存置することは要検討。
定義	2		柱書	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	この条例における用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、法及び法に基づく命令の例による。	改正法とは異なる「個人情報」の定義を定める規定等は許容されないため、条例で個別に定義を置くのではなく、法令の例によるものであることを規定する。 なお、現行条例と実質的に変更なし。
	2		1	実施機関 市長、 <u>大阪市会議長(以下「議長」という。)</u> 、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに本市が単独で設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。	要検討	法第2条第10項、同条第11項第2号、法第63条と重複 地方議会における個人情報の取扱いについては、法第5章の直接の適用はないものとされている。 本条例で、地方議会における個人情報の取扱いを規定する場合には、その旨を別途規定した上で、実施機関に市会議長を入れることとなる。 <u>論点整理(個別票)①参照</u> ※なお、実施機関に市会議長を入れた場合、純粋な施行条例として法との重複部分をすべて削ぎ落とすと、重複部分につき市会におけるルールが空白になる。この場合、市会についてのみ重複部分のルールを残すか、市会については他の実施機関の例による(法を準用する)等の規定が必要になると考えられる(具体的な規定方法については法務Gと協議)。 ※また、本市においては市会に法を準用させるとしても、全国の市会に想定される共通のルールとして <u>市会議長会発出で提示された市会モデル条例では、改正法の規定の内容の一部が規定されておらず、他の実施機関と異なる取扱いを想定していると考えらえるため、市会において、他の実施機関と異なる取扱いとするのかを判断する必要がある。</u> (その結果を踏まえて本条例の準用する条文の範囲を決定する) 【除外想定：法第60条第3・4項、法第68条第1項、法第71条、法第123条、法第74条第1・2・5号、法第78条第1項第4・5号、同項第7号イ、法第85条、法第96条、法第124条第1項】(全国市会議長発出モデル条例案による) 学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人(公立大学法人大阪、大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構)の取扱い
定義	2		2	個人情報 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(<u>他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。</u>) イ 個人識別符号が含まれるもの	規定不要	法第2条第1項で同内容を規定 個人情報の定義について、下線部に対応する法第2条第1項第1号では、「他の情報と容易に照合することができ」とされている点については、論点整理(個別票)①参照
定義	2		3	個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、 <u>市規則で定めるものをいう。</u> ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの	規定不要	法第2条第2項で同内容を規定 《現行市規則 R4.4.1》 第2条の2 条例第2条第3号の市規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第1条に定める文字、番号、記号その他の符号とする。

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
定義	2		4	要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして <u>市規則で定める記述等</u> が含まれる個人情報をいう。	規定不要	法第2条第3項で同内容を規定 《現行市規則 R4.4.1》 第2条の3 条例第2条第4号の市規則で定める記述等は、個人情報の保護に関する法律施行令第2条に定める記述等とする。
定義	2		5	保有個人情報 実施機関の職員（本市が単独で設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第2条第2項に規定する公文書並びに大阪市委事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの（以下「出版物」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。	規定不要	法60条1項で同内容を規定
定義	2		6	事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。	要検討	法では「事業者」の定義は規定されていないため、条例の他の条文で「事業者」の用語を使用する場合には定義を置く必要がある。
定義	2		7	電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他市規則で定める処理を除く。	要検討	法では「電子計算機処理」の定義は規定されていないため、条例の他の条文で「電子計算機処理」の用語を使用する場合には定義を置く必要がある。 ※条例第8条の定める事務の届出を現状通り維持するのであれば、「電子計算機処理」の定義が必要（現行条例第8条第1項第7号）
定義	2		8	本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。	規定不要	法第2条第4項と重複
実施機関等の責務	3		1	実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護のために必要な施策を実施するよう努めるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。	要検討	法第3条の理念・第5条の地方公共団体の責務に包含されると考えれば削除 なお、法の目的や規範に反することなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられない…とされていることから【QA案9－1－1】、論理的には包含関係にあるとしたうえで、歴史的な経過などを踏まえ、あえて、従来の規定を存置するかは要検討。
	3		2	実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分に尊重しなければならない。	要検討	法第3条の理念・第5条の地方公共団体の責務に包含されると考えれば削除
	3		3	実施機関の職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱い、個人情報の保護に努めなければならない。	要検討	法第3条の理念・第5条の地方公共団体の責務に包含されると考えれば削除
	3		4	実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	規定不要	法第67条で同内容を規定
事業者の責務	4			事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。	要検討	法の目的や規範に反することなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられない…とされている【QA案9－1－1】。 ※12月実施の国説明会資料では上記範囲で市民や事業者の責務を定めることも妨げられない…とされていることから、「法の目的や規範に反していないか」「事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがないか」を整理する必要がある。

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
市民の責務	5			市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。	要検討	法の目的や規範に反することなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられない…とされている【QA案9－1－1】。 ※12月実施の国説明会資料では上記範囲で市民や事業者の責務を定めることも妨げられない…とされていることから、「法の目的や規範に反していないか」「事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがないか」を整理する必要がある。
収集の制限	6	1		実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該明確にされた事務の目的（以下「事務の目的」という。）の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。	規定不要	法第61条、第64条で同内容を規定 ただし、現行条例の「適正かつ公正な手段」による収集の義務付けと法第64条での「偽りその他不正な手段」による収集の禁止との間隙が生じない運用が必要。
	6	2	1-2	実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき (2) 事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき	要検討	法上の規制がない（上乗せ規制） 現行規定を維持することはできないが、センシティブ情報の収集の必要性の判断が恣意的にならないような規制の要否について検討が必要 論点整理（個別票）②参照 ※類似の項目である改正法の「条例要配慮情報」に関し、「法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供に関する固有のルールを付加することは、法の趣旨に照らしできない」【ガイドライン（行政機関等編）16頁】、「法律の規律と重複するこのような規定を法施行条例で設けることは許容されません」【QA案3－2－1】等とされている。
	6	3	1-7	実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき (2) 本人の同意があるとき (3) 出版、報道等により公にされているとき (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき (5) 所在不明、心神喪失その他の事由により本人から個人情報を収集することが困難なとき (6) 訴訟、選考、指導、相談、交渉その他の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から当該個人情報を収集したのでは当該事務若しくは事業の目的を損ない、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障が生ずると認められるとき (7) 本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくはこれらに準ずる団体から個人情報の提供を受けることが事務若しくは事業の遂行上やむを得ないと認められる場合又は第三者から個人情報を収集することが公益上必要と認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき	要検討	【ガイドライン（行政機関等編）74頁】では、「個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定」について、条例で独自の規定を置くことは許容されないものとされていることから、原則として個人情報の収集について、本人からの直接収集に限定（例外あり）している本規定が許容されるかについて、要検討。 論点整理（個別票）②参照
	6	4		実施機関は、第2項第2号又は前項第6号若しくは第7号の規定により個人情報を収集しようとするとき（争訟、選考、指導、相談又は交渉を行うために第三者から第2項に規定する個人情報以外の個人情報を収集しようとするときを除く。）は、あらかじめ大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。	要検討	法上の規制がない（上乗せ規制） 現行の規定は維持できないが、審議会の関与の仕方について要検討 論点整理（個別票）②参照
	6	5		実施機関は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで個人情報を収集したときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は当該実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。	要検討	法上の規制がない（上乗せ規制） 現行の規定は維持できないが、審議会の関与の仕方について要検討 論点整理（個別票）②参照
事務の目的の明示	7	1	柱書	実施機関は、前条第3項の規定により本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集しようとするときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報に係る事務の目的を明示しなければならない。	規定不要	法第62条（柱書）で同内容を規定
	7	1	1	人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき	規定不要	法第62条第1号で同内容を規定

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
	7	1	2	事務の目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき	規定不要	法第62条第2号で同内容を規定
	7	1	3	事務の目的を本人に明示することにより、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	規定不要	法第62条第3号で同内容を規定
	7	1	4	収集の状況からみて事務の目的が明らかであると認められるとき	規定不要	法第62条第4号で同内容を規定
	7		2	前条第5項の規定は、前項第1号から第3号までの規定により事務の目的を明示しないで個人情報を収集した場合について準用する。	削除	法上の規制がない(上乘せ規制)
事務の届出	8	1	1-9	実施機関は、個人情報を取り扱う事務(出版物に記載されている個人情報の取得に係る事務及び一時的に使用され、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務を除く。以下この条において同じ。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。 (1) 事務の名称及び目的 (2) 事務を所掌する組織の名称 (3) 個人情報の項目 (4) 個人情報の対象者の範囲 (5) 個人情報の収集方法 (6) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨 (7) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨 (8) 個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先の名称 (9) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項	独自規定として存置	改正法第75条第5項に基づくものとして条例上に存置。 論点整理(個別票) ⑩参照 ※なお、「地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、 条例で定めることにより 、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿(個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等)を作成し、公表することも可能である。」とされている。【ガイドライン(行政機関等編)41頁】
	8		2	実施機関は、前項の規定による届出に係る事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。	独自規定として存置	改正法第75条第5項に基づくものとして条例上に存置。 ※なお、「地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、 条例で定めることにより 、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿(個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等)を作成し、公表することも可能である。」とされている。【ガイドライン(行政機関等編)41頁】
	8		3	実施機関は、第1項ただし書又は前項ただし書の規定により市長に届け出ないで個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	独自規定として存置	改正法第75条第5項に基づくものとして条例上に存置。 ※なお、「地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、 条例で定めることにより 、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿(個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等)を作成し、公表することも可能である。」とされている。【ガイドライン(行政機関等編)41頁】
	8		4	市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告するものとする。この場合において、審議会は実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。	独自規定として存置	法第75条第5項に基づくものとして条例上に存置。 ※なお、「地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、 条例で定めることにより 、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿(個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等)を作成し、公表することも可能である。」とされている。【ガイドライン(行政機関等編)41頁】
	8		5	市長は、第1項から第3項までの規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。	独自規定として存置	法第75条第5項に基づくものとして条例上に存置。 ※なお、「地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、 条例で定めることにより 、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿(個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等)を作成し、公表することも可能である。」とされている。【ガイドライン(行政機関等編)41頁】

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
電子計算機処理の制限	9	1		実施機関は、新たに保有個人情報(法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1項において同じ。)の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。	要検討	法上の規制がない(上乗せ規制) 現行の規定は維持できないが、審議会の関与の仕方について要検討 論点整理(個別票) ⑤参照
	9	2		実施機関は、保有個人情報で第6条第2項に規定する個人情報に該当するものは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき (2) 事務の目的を達成するために必要不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき	要検討	法上の規制がない(上乗せ規制) 現行の規定は維持できないが、代替措置について要検討 論点整理(個別票) ⑤参照
	9	3		実施機関は、前項第2号の規定により保有個人情報で第6条第2項に規定する個人情報に該当するものの電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。	要検討	法上の規制がない(上乗せ規制) 現行の規定は維持できないが、審議会の関与の仕方について要検討 論点整理(個別票) ⑤参照
	9	4		第6条第5項の規定は、第1項ただし書又は前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで保有個人情報の電子計算機処理を行った場合について準用する。	要検討	法上の規制がない(上乗せ規制) 現行の規定は維持できないが、審議会の関与の仕方について要検討 論点整理(個別票) ⑤参照
利用及び提供の制限	10	1	1－6	実施機関は、事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき (3) 出版、報道等により公にされているとき (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき (5) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき (6) 実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することに相当の理由があると認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき	規定不要	法第69条第1項で同趣旨を規定 なお、現行条例では、第三者の利益を害すると否とを問わず、各号の要件を満たすと目的外利用等が可能となるが、改正法下では各号の要件を満たしても第三者の利益を害するときは目的外利用等ができない(法第69条第1項ただし書)という差異が生じうる。 また、現行条例では、「出版、報道等により公にされているとき」は目的外利用等が可能となる(3号)が、改正法下では、明文上は、「出版、報道等により公にされているとき」であって「第三者の利益を害さない場合」であっても当然には目的外利用等ができないという差異が生じると考えられる。 法第69条第1項第4号の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」は、現行条例上規定なし(この「特別の理由」において上記「公知」も読み込めるかについて要検討) (参考)上記4号「特別の理由」の具体例:①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難、③提供を受ける側の事務が緊急を要する、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難等【ガイドライン(行政機関等編)31頁】
	10	2		第6条第4項及び第5項の規定は、前項第5号又は第6号の規定により保有個人情報を利用し、又は提供しようとする場合について準用する。	要検討	法上の規制がない(上乗せ規制) 現行の規定は維持できないが、審議会の関与の仕方について要検討 論点整理(個別票) ③参照
提供先に対する措置要求	11			実施機関は、保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の利用の目的若しくは方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。	規定不要	法第70条で同内容を規定
電子計算機の結合の制限	12	1	1－2	実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等に定めがあるとき (2) 実施機関が公益上特に必要があると認めるとき	要検討	法上の規制がない(上乗せ規制) 現行の規定は維持できないが、代替措置について要検討 論点整理(個別票) ⑤参照

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
	12	2		第6条第4項及び第5項の規定は、前項第2号の規定により電子計算機の結合を行おうとする場合について準用する。	要検討	法上の規制がない(上乗せ規制) 現行の規定は維持できないが、審議会の関与の仕方について要検討 論点整理(個別票)⑤参照
適正な維持管理	13	1		実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を常に正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。	規定不要	法第65条で同内容を規定
	13	2		実施機関は、保有個人情報の保護に関する責任体制を明確にし、 保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。	規定不要	法第66条第1項で同内容を規定 下線部については 論点整理(個別票)⑦参照
	13	3		実施機関は、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、 また、保有する必要がなくなったときは、保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有すると認められるものについては、この限りでない。	規定不要(下線部)＋削除	下線部については法第61条第2項で同内容を規定。 下線部以外については、「不要な保有個人情報の消去に係る規定を法施行条例で設けた場合には、法律の規律と実質的に同様の内容を規律する」ことになるから許容されないとされている【QA案3－2－2】。
事務処理の委託	14			実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するなど、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。	規定不要	法第66条第1項で同内容を規定 ※なお、現行条例の方が具体的(「委託に関する契約書に個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するなど」の記載)であるが、その部分は解釈運用事項として手引き等に委ねることが考えられる。
受託者等の義務	15	1		実施機関から個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を受託している者又は受託していた者(以下「受託者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 受託した事務に関して知り得た事項を他に漏らすこと (2) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務を第三者に委託すること (3) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に係る個人情報を第三者に提供すること (4) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録を複写し、又は複製すること	規定不要	法第66条第2項で同内容を規定 ※前条と同様、現行条例の方が具体的である(各号の内容)が、その部分は解釈運用事項として手引き等に委ねることが考えられる。
	15	2		受託者が受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	規定不要	法第67条で同内容を規定
勧告及び公表	16	1		市長は、受託者が前条第1項各号のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該受託者に対し、行為の是正その他必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。	要検討	法第66条第2項の実現のための本市独自の手法として許容されるかにつき要検討。
	16	2		市長は、受託者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び当該受託者の氏名又は名称を公表することができる。	要検討	法第66条第2項の実現のための本市独自の手法として許容されるかにつき要検討。
	16	3		市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ受託者にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。	要検討	法第66条第2項の実現のための本市独自の手法として許容されるかにつき要検討。
開示請求権	17	1		何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。	規定不要	法第76条で同内容を規定
	17	2		未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。	削除＋規定不要	法第76条で同内容を規定 なお、法は任意代理人も許容しているため(法第76条第2項)、代理人による請求を法定代理人に限定している部分は上乗せ規定として許容されない。
開示請求の手続	18	1	1－3	開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出する方法により行わなければならない。 (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定める事項	要検討	法第77条第1項で同内容を規定。 法108条に基づく独自の手続(本項第3号の「市規則で定める事項」など)を規定しない場合には削除

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
	18	2		前項の場合において、開示請求をする者は、市規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の <u>本人の法定代理人であること</u>)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。	要検討＋削除	法第77条第2項で同内容を規定。 法108条に基づく独自の手続を規定しない場合には削除。 なお、法は任意代理人も許容しているため(法第76条第2項)、本人、法定代理人のみに限るとする部分は要改正。 ※なお、改正法施行令により、本人の場合は運転免許証、被保険者証等を、代理人による場合には、戸籍謄本、委任状その他の資格を証明する書類の提出を求めている。
	18	3		実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	規定不要	法第77条第3項で同内容を規定。
保有個人情報の開示義務	19	1	柱書	実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	規定不要	法第78条第1項柱書で同内容を規定
	19		1	開示請求者(第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号から第4号まで、次条第2項及び第26条第1項において同じ。)の <u>生命、身体、健康、生活又は財産</u> を害するおそれがある情報	規定不要	法第78条第1項第1号で同内容を規定 なお、下線部について、同号は、「生命、健康、生活又は財産」となっており、「身体」が規定されていないが、「生命、健康」に含まれると考えられる。 論点整理(個別票)⑫参照
	19		2	開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 イ <u>人の生命、身体、健康、生活又は財産</u> を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第14条第2号ハに規定する公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	規定不要	法第78条第1項第2号で同内容を規定 なお、下線部について、同号ロは、「人の生命、健康、生活又は財産」となっており、「身体」が規定されていないが、「生命、健康」に含まれると考えられる。 論点整理(個別票)⑫参照
	19		3	法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、 <u>人の生命、身体、健康、生活又は財産</u> を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。	規定不要	法第78条第1項第3号で同内容を規定。 なお、下線部について、同号ただし書は、「人の生命、健康、生活又は財産」となっており、「身体」が規定されていないが、「生命、健康」に含まれると考えられる。 また、同号ロに相当する部分は現行条例上第4号で規定。
	19		4	実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で開示請求者以外の個人又は法人等から任意に提供された情報であって、当該個人又は当該法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、 <u>人の生命、身体、健康、生活又は財産</u> を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。	要検討	法第78条第1項第3号ロで同内容を規定 なお、下線部について、同号ただし書は、「人の生命、健康、生活又は財産」となっており、「身体」が規定されていないが、「生命、健康」に含まれると考えられる。 また、現行条例(情報公開条例上の非公開事由も同様)では、本号の「任意提供情報」について、「 開示請求者以外の個人又は法人等から任意に提供された情報 」のみとされているが、法第78条第1項第3号ロでは「 法人その他の団体に関する情報 」又は「 開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報 」であることが前提となっている。そこでこの部分につき、情報公開条例上の非公開の範囲との差異があるものとして改正法第78条第2項による調整の規定を置く必要があるか(情報公開条例上の非公開事由に合わせて、改正法上の非開示事由に別途非開示事由を追加する規定をおくか)につき要検討。 論点整理(個別票)⑫参照

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
	19		5	本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	規定不要	法第78条第1項第6号で同内容を規定
	19		6	本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ カ 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	要検討	現行規定のウを除くものは、法第78条第1項第7号ハ〜で同内容を規定。 現行規定のウについては法に規定はないが、 <u>情報公開条例上の非公開理由ともなっていない(同条例第7条第5号)⇒すなわち、法第78条第1項第7号ハ〜と、情報公開条例第7条第5号とは同じ。</u> 故に、条例により、現行規定ウに相当する事項を非開示事由として、法の非開示事由に追加することは、法第78条第2項の趣旨(情報公開条例上の非公開事項との調整)からは許容されないと考えられる。(一方で、同ウは「事務事業遂行情報」とも整理できることから、法によることとしても、同ウに該当してきた事項は非開示事由と扱える?)
	19		7	開示することにより、 <u>人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護</u> 、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報	要検討	法第78条第1項第5号、第6号第7号ロで同内容を規定 ①なお、下線部については、法に規定なし。 ②また、法は、同号ロについて、その柱書で「 地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報 」を前提としており、このような限定は現行条例にはない。 ③さらに、法は、同号ロにおいて、「…秩序の維持に 支障を及ぼすおそれ 」と定めており、現行条例の「…秩序の維持に 支障が生じると認められる 」と異なる。 (①②③とも情報公開条例上の非公開事由との比較においても同様) そこで、改正法第78条第2項の規定に基づき、①②③に係る差異の部分については条例上、非開示事由として追加するかについて要検討。
	19		8	前各号に掲げるもののほか、法令等の定めるところにより開示しないこととされ、若しくは開示することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により開示することができないと認められる情報	規定不要	条例よりも他法令の規定が優先されることは当然であり、規定不要 ※法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律するしているもの⇒他の法令の規定等に開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当する【QA案5－4－3】。
部分開示	20	1		実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。	規定不要	法第79条第1項で同内容を規定
	20	2		開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。	規定不要	法第79条第2項で同内容を規定
裁量的開示	21			実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。	規定不要	法第80条で同内容を規定

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
開示請求に係る保有個人情報の存否に関する情報	22			開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。	規定不要	法第81条で同内容を規定
開示請求に対する措置	23	1		実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。	規定不要	法第82条第1項で同内容を規定 なお、同項で規定している当該個人情報の利用目的の明示は現行では規定なし。 市規則で定める事項→規則第8条第1項 ・開示を実施する日時 ・開示を実施する場所 ・開示の実施方法
	23	2		実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	規定不要	法第82条第2項で同内容を規定
	23	3		実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。 <u>この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。</u>	規定不要	行政手続法第8条、14条1・3項で理由付記及びこれを書面によることについて規定 なお、後段部分は上記行政手続法上明文の定めはないが、これまでの裁判例の積み重ね等から当然と言える⇒後段部分は運用上の留意点として手引き等へ移行することが考えられる。
開示決定等の期限	24	1		前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	法82条条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、 <u>法第77条第3項</u> の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	法第108条に基づき法第83条第1項の「30日」以内を条例で「14日以内」に短縮する。 「開示決定等の期限については開示の手続に関する事項に含まれるため、法施行条例で30日以内の任意の期限とすることは認められるとされている【QA案5－6－1】 論点整理(個別票)⑬参照
	24	2		前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等をすべき期間を、同項に規定する期間が満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。	規定不要	法第83条第2項で同内容を規定(改正法でも、同項により延長の期間は30日以内とされており、この点は本項と同様の規定)。
開示決定等の期限の特例	25			開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	独自規定として存置	法108条に基づき法第84条の「60日」を条例で「44日」に短縮する。 ※「法第84条で『60日以内』とされている期間は法第83条第1項及び第2項の期間の合計であることから、例えば、法施行条例で同条第1項の期間を『15日以内』とし、同条第2項の期間を『20日以内』とした場合には、法施行条例で第84条の期間を『35日以内』として、整合を図る必要があります。」とされている。【QA案5－6－1】 論点整理(個別票)⑬参照
第三者に対する意見書提出の機会の付与等	26	1		開示請求に係る保有個人情報に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第46条及び第47条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、市規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。	規定不要	法第86条第1項で同内容を規定
	26	2本文		実施機関は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第19条第2号から第4号までのただし書に規定する情報に該当すると認められるとき及び当該第三者に関する情報を第21条の規定により開示しようとするときは、第23条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、市規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他市規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。	規定不要	法第86条第2項本文で同内容を規定

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント	
	条	項	号	現行規定	改正イメージ		
	26	2	ただし書	1-2	ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 第三者に関する情報が第19条第2号ア又はウに規定する情報に該当すると認められる場合において、開示しても、当該第三者の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき (2) 第三者の所在が判明しないとき	規定不要	ただし書1号については、法の規定がないが、同号に該当すれば、機会の付与は義務ではなくなることを規定しているところ、改正法は義務となる場面を限定列挙する形であることから、改正法でも取扱いが変わることにはならず、支障はない。 ※なお、改正法第86条第2項第1号は、もともと現行条例19条第2号のア、ウに相当するものを除外している。 ただし書2号については、法第86条第2項ただし書で同内容を規定
	26		3	実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条及び第46条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。	規定不要	法第86条第3項で同内容を規定	
開示の実施	27			保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第20条の規定により保有個人情報の一部を開示するときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。	規定不要	法第87条で同内容を規定	
訂正請求権	28		1	何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。	要検討	法第90条に相当 法第90条第1項では、訂正請求の対象は、開示決定等により開示を受ける範囲が確定されたものに限定している(開示決定等の前置)。ただし、制度の運用に支障がない限り、条例により、本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求の対象にできるとされているため(【QA案5－8－2】)、現行の制度を維持するかについて要検討 論点整理(個別票)⑮参照 ※現行を維持するのであれば、法第90条第1項の特則として条例で独自に規定。(同項中の「(次に掲げるものに限る。…において同じ)」を適用除外とする?)	
	28		2	第17条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。	規定不要	法第90条第2項で同内容を規定。 なお、本項で準用される第17条第2項は代理人による請求を法定代理人に限定しているが法は任意代理人も許容しているため(法第76条第2項、第90条第2項)、現行の取扱いを維持することはできない。	
訂正請求の手続	29		1	訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出する方法により行わなければならない。 (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所 (2) 訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 (3) 訂正請求の趣旨及び理由 (4) 前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項	要検討	法91条第1項で同内容を規定 ただし、同項第2号では、 「保有個人情報を特定するに足りる事項」の例示として、「保有個人情報の開示を受けた日」をあげているが、本項には規定なし。条例で「開示決定等の前置」を否定するのであれば、条例により、法第91条第1項の特則として「保有個人情報の開示を受けた日」を訂正請求書への記載項目から除外する旨を定める。 法108条に基づく独自の手続(本項第4号の市規則で定める事項」など)を規定する場合にも条例により独自に定める。 (参考)現行市規則で定める事項→規則第14条第2項 ・訂正請求者の連絡先 ・代理人による請求の場合における本人の氏名及び住所又は居所	
	29		2	訂正請求をする者は、訂正請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料を提出しなければならない。	削除	法上の規制がない上乗せ規制であり、許容されないため削除【QA案5－8－1】	

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
	29	3		第18条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。	要検討	法第91条第2項及び第3項と概ね同内容ではあるが、本項で準用されている現行条例第18条第3項は、実施機関に、 <u>補正に資する情報提供の努力義務</u> を課している一方、法第91条第3項ではそのような努力義務の規定はない。 その趣旨は、 <u>改正法上開示決定等を前置としていることにより既に保有個人情報は特定されているから</u> とのこと（【個別条文に係る解説暫定版】134頁）であるから、条例で開示決定等の前置を採らないのであれば、独自に情報提供の努力義務を条例で追加しておく必要があると考える。
保有個人情報の訂正義務	30			実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報に係る事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を行わなければならない。	規定不要	法第92条で同内容を規定
訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報	31			訂正請求に対し、当該訂正請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求を拒否することができる。	要検討	法上、訂正請求は、開示決定を受けていることが前提とされているため（法第90条第3項）、存否応答拒否は開示決定の場面のみ規定しており、訂正請求については対応する規定がない。 本市においては、改正法施行後も引き続き、情報提供等による取得の可能性も考慮して、開示決定を前提としない訂正請求を認めるのであれば、本規定事項は、法第108条の範囲として条例で独自に存置する。
訂正請求に対する措置	32	1		実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行うときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	規定不要	法第93条第1項で同内容を規定
	32	2		実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正を行わないとき（前条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。	規定不要	法第93条第2項で同内容を規定
訂正決定等の期限	33	1		前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第29条第3項において準用する第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	規定不要	法第94条第1項で同内容を規定
	33	2		第24条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。	規定不要	法第94条第2項で同内容を規定
訂正決定等の期限の特例	34		1－2	実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 訂正決定等をする期限	規定不要	法第95条で同内容を規定
保有個人情報の提供先への通知	35			実施機関は、第32条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	規定不要	法第97条で同内容を規定

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
利用停止請求権	36	1	1－2	何人も、自己を本人とする保有個人情報 ^{（注）} が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。 （1）第6条第1項から第3項まで及び第7条第1項の規定に違反して収集されたとき、第10条第1項の規定に違反して利用されているとき又は第13条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 （2）第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止	要検討	法第98条に相当 法上、利用停止請求の対象は、開示決定を受けたことを前提としている（法98条3項、99条第1項第1号）。ただし、制度の運用に支障がない限り、条例により、本人が開示を受けていない保有個人情報について利用停止請求の対象にできるとされている（【QA案5－8－2】）ため現行の制度を維持するかについて要検討 論点整理（個別票）⑮参照 ※現行を維持するのであれば、法第98条第1項の特則として条例で独自に規定（法第90条第1項中の「（次に掲げるものに限る。…において同じ）」を適用除外とする？）。 なお、第1号・第2号で掲げる本条例の規定と法の規定はやや異なる（具体的な内容は当該規定参照） ※現行条例第7条第1項違反（法第62条相当：利用目的の明示違反）が改正法下では利用停止等請求の対象にはならない。
	36	2		第17条第2項の規定は、前項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。	規定不要	法98条2項で同内容を規定。 なお、本項で準用される第17条第2項は代理人による請求を法定代理人に限定しているが法は任意代理人も許容しているため（法76条第2項、第98条第2項）、現行の取扱いを維持することはできない。
利用停止請求の 手続	37	1		利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出する方法により行わなければならない。 （1）利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所 （2）利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 （3）利用停止請求の趣旨及び理由 （4）前3号に掲げるもののほか、市規則で定める事項	要検討	法99条第1項で同内容を規定 ただし、同項第2号では、「保有個人情報を特定するに足りる事項」の例示として、「保有個人情報の開示を受けた日」をあげているが、本項には規定なし。条例で「開示決定等の前置」を否定するのであれば、条例により、法第99条第1項の特則として「保有個人情報の開示を受けた日」を利用停止請求書への記載項目から除外する旨を定める。 また、本項第4号は法に規定なし。 市規則で定める事項 →【市規則第17条第2項】 ・利用停止請求者の連絡先 ・代理人による請求の場合における本人の氏名及び住所又は居所 法108条に基づく独自の手続（本項第4号の市規則で定める事項）などを規定する場合にも条例により独自に定める。
	38	2		第18条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。	要検討	法第99条第2項及び第3項と概ね同内容ではあるが、本項で準用されている現行条例第18条第3項は、実施機関に、補正に資する情報提供の努力義務を課している一方、改正法ではそのような努力義務の規定はない。その趣旨は、改正法上開示決定等を前置としていることにより既に保有個人情報は特定されているからとのこと（【個別条文に係る解説暫定版】147頁）から、条例で開示決定等の前置を採らないのであれば、独自に情報提供の努力義務を条例で追加しておく必要がある。
保有個人情報の 利用停止義務	38			実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止を行うことにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。	規定不要	法第100条で同内容を規定
利用停止請求に係る保有個人情報の 存否に関する情報	39			利用停止請求に対し、当該利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止請求を拒否することができる。	要検討	法上、利用停止請求は、開示決定を受けていることが前提とされているため（法第98条第3項）、存否応答拒否は開示決定の場面のみに規定しており、利用停止請求については対応する規定がない。 本市においては、改正法施行後でも、情報提供等による取得の可能性を前提にして、開示決定を前提としない利用停止請求を認めるのであれば、本規定事項は、法第108条の範囲として、条例により独自に本規定を存置。

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
利用停止請求に対する措置	40	1		実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行うときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	規定不要	法第101条第1項で同内容を規定
	40	2		実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わないとき（前条の規定により利用停止請求を拒否するとき及び利用停止請求に係る保有個人情報に保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。	規定不要	法第101条第2項で同内容を規定
利用停止決定等の期限	41	1		前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、当該利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第37条第2項において準用する第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	規定不要	法第102条第1項で同内容を規定
	41	2		第24条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。	規定不要	法第102条第2項で同内容を規定
利用停止決定等の期限の特例	42		1-2	実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限	規定不要	法第103条で同内容を規定
議長及び副議長がともに欠けた場合の特例	43			任期満了、解散その他の事由により議長及び大阪市会副議長がともに欠けている期間がある場合には、当該期間は、第24条、第25条、第33条、第34条、第41条及び前条の規定により議長が開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等をすべき期間に算入しない。	要検討	本条例で、地方議会における個人情報の取扱いを規定する場合（実施機関に市会を含める場合）には、その旨を別途規定した上で、第2条第1号の実施機関に市会議長を入れることとした場合には、規定を存置
本市が単独で設立した地方独立行政法人に対する審査請求	44			本市が単独で設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は本市が単独で設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができる。	規定不要	地方独立行政法人には、法及び行政不服審査法が直接適用（法第2条第11号参照） 論点整理（個別票） ⑩参照
審議会への諮問等	45		1-4	開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。 (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合 (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。） (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正を行うこととする場合 (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止を行うこととする場合	規定不要	法第105条第3項において準用する同条第1項で同内容を規定 なお、大阪市個人情報保護審議会を法上の審査会（行政不服審査法第81条第1項又は第2項の期間）と位置づける旨の規定を条例により別途定める必要がある。 論点整理（個別票） ⑩参照 ※なお、現行の大阪市の行政不服審査法施行条例第5条では、本市における行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の名称を「大阪市の行政不服審査会」とのみ定めているため、同条例の改正の可否についても併せて検討する必要がある（法務Gと要調整）。
諮問をした旨の通知	46		1-3	前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。） (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	規定不要	法第105条第3項において準用する同条第2項で同内容を規定 なお、大阪市個人情報保護審議会を法上の審査会（行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関）と位置づける旨の規定を条例により別途定める必要がある。 論点整理（個別票） ⑩参照

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等	47		1-2	第26条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)	規定不要	法第107条第1項で同内容を規定 論点整理(個別票) ⑩参照
情報の提供	48	1		実施機関は、保有個人情報の本人から当該保有個人情報の取扱いの状況についての情報の提供の申出があったときは、当該申出に応ずるよう努めるものとする。	独自規定として存置	地方公共団体の責務(法5条)の範囲内の独自施策として条例により定めることは可能と考えられる。 論点整理(個別票) ⑩参照
	48	2		実施機関は、前項の規定により情報を提供しようとするときは、第三者の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害することのないよう配慮しなければならない。	独自規定として存置	地方公共団体の責務(法5条)の範囲内の独自施策として条例により定めることは可能と考えられる。 論点整理(個別票) ⑩参照
	48	3		実施機関は、第1項の規定により提供しようとする情報に第三者に関する情報が含まれる場合においては、 <u>あらかじめ審議会の意見を聴いた上で</u> 、提供の申出をした者(以下「提供申出者」という。)の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがあると認められるときに限り、提供申出者の権利を擁護するために必要な限度において、提供申出者に当該第三者に関する情報を提供することができる。	独自規定として存置	地方公共団体の責務(法5条)の範囲内の独自施策として条例により定めることは可能と考えられる。 論点整理(個別票) ⑩参照 ただし、類型的な審議会への諮問は許容されないため、少なくとも下線部分は削除になると考えられる。
指導及び助言等	49	1		市長は、事業者及び事業者団体(事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者の結合体又は連合体であって、個人情報を保有する事業者をその構成員に含むものをいう。)に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。	原則削除	総務省及び個人情報保護委員会に確認したところ、法146条～152条・法179条～第185条に規定があり、これと同等若しくはそれ以下の権限であっても、自治体として独自の規定を定めることは許容されないとの回答であった
	49	2		市長は、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、事業者が講ずべき個人情報の保護措置についての指針(以下「個人情報取扱指針」という。)を策定するものとする。	原則削除	総務省及び個人情報保護委員会に確認したところ、法146条～152条・法179条～第185条に規定があり、これと同等若しくはそれ以下の権限であっても、自治体として独自の規定を定めることは許容されないとの回答であった
調査及び公表	50	1		市長は、事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を要請することができる。	原則削除	総務省及び個人情報保護委員会に確認したところ、法146条～152条・法179条～第185条に規定があり、これと同等若しくはそれ以下の権限であっても、自治体として独自の規定を定めることは許容されないとの回答であった
	50	2		市長は、事業者が前項の規定による説明又は資料の提出を正当な理由なく拒んだときは、その旨、事実経過及び当該事業者の氏名又は名称を公表することができる。	原則削除	総務省及び個人情報保護委員会に確認したところ、法146条～152条・法179条～第185条に規定があり、これと同等若しくはそれ以下の権限であっても、自治体として独自の規定を定めることは許容されないとの回答であった
	50	3		市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えた上で、審議会の意見を聴くものとする。	原則削除	総務省及び個人情報保護委員会に確認したところ、法146条～152条・法179条～第185条に規定があり、これと同等若しくはそれ以下の権限であっても、自治体として独自の規定を定めることは許容されないとの回答であった
勧告及び公表	51	1		市長は、事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、当該取扱いの是正その他必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。	原則削除	総務省及び個人情報保護委員会に確認したところ、法146条～152条・法179条～第185条に規定があり、これと同等若しくはそれ以下の権限であっても、自治体として独自の規定を定めることは許容されないとの回答であった

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
	51	2		前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、当該勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第2項中「事実経過」とあるのは「勧告の内容」と読み替えるものとする。	原則削除	総務省及び個人情報保護委員会に確認したところ、法146条～152条・法179条～第185条に規定があり、これと同等若しくはそれ以下の権限であっても、自治体として独自の規定を定めることは許容されないとの回答であった
調査、勧告又は公表の制限	52	1		市長は、前2条の規定による調査、勧告又は公表を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。	原則削除	総務省及び個人情報保護委員会に確認したところ、法146条～152条・法179条～第185条に規定があり、これと同等若しくはそれ以下の権限であっても、自治体として独自の規定を定めることは許容されないとの回答であった
	52	2		前項の規定の趣旨に照らし、市長は、個人情報保護法第57条第1項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報を提供する行為については、前2条の規定による調査、勧告又は公表を行わないものとする。	原則削除	総務省及び個人情報保護委員会に確認したところ、法146条～152条・法179条～第185条に規定があり、これと同等若しくはそれ以下の権限であっても、自治体として独自の規定を定めることは許容されないとの回答であった
出資法人等が講ずべき措置等	53	1		第53条 次に掲げる法人又は団体（以下この条において「出資法人等」という。）は、この条例の規定に基づく本市又は本市が単独で設立した地方独立行政法人（以下「本市等」という。）の施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (1) 本市等が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（本市が設立団体（地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体をいう。）である地方独立行政法人を除く。）のうち本市等が行う事務又は事業と特に密接な関係にある法人であって市長が定めるもの (2) 前号に掲げるもののほか、本市等が個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を経常的に委託している法人又は団体で、市長が定めるもの	原則削除	条例53条に定義づけられる出資法人等に限らず、全ての個人情報取扱事業者が守るべき安全管理措置の定めが法23条にある 同条に関し、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」10 に具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等が示されている
	53	2		市長は、出資法人等が講ずべき個人情報の保護措置についての指針を策定し、出資法人等に対して、当該指針に従い個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。	原則削除	条例53条に定義づけられる出資法人等に限らず、すべての個人情報取扱事業者が守るべき安全管理措置の定めが法23条にある 同条に関し、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」10 に具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等が示されている
	53	3		市長は、出資法人等に対して、当該出資法人等が講じている個人情報の保護措置の実施状況について報告を求めることができる。	原則削除	出資法人等が条例53条第2項に基づく指針を遵守するよう事実上の強制力としての定めであるが、既にすべての個人情報取扱事業者が等しく法を遵守するよう法が定めており、法146条～152条・法179条～第185条が事実上の強制力となっている 以上を踏まえ、不要であると考える
	53	4		市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を取りまとめ、公表するものとする。	原則削除	出資法人等が条例53条第2項に基づく指針を遵守するよう事実上の強制力としての定めであるが、既にすべての個人情報取扱事業者が等しく法を遵守するよう法が定めており、法146条～152条・法179条～第185条が事実上の強制力となっている 以上を踏まえ、不要である
指定管理者に関する特例	54	1		54条 本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、当該公の施設の管理の業務を行うに当たっては、第2章第1節の規定の例により、当該業務に係る個人情報を収集するとともに、当該業務に伴い取得した個人情報（当該業務に従事している者が当該業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、当該業務に従事する者が組織的に用いるものとして当該指定管理者が保有しているものに記録されているものに限り、出版物に記載されているものを除く。以下「指定管理者保有個人情報」という。）を取り扱わなければならない。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 【読替え表 略】	削除	法66条第2項第2号において、指定管理者に同条第1項の規定（保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。）を準用しており、これを超える部分は上乗せ規制として許容されない。

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
	54	2		指定管理者保有個人情報の本人は、第2章第2節及び第4節の規定の例により、指定管理者が管理する公の施設に係る事務を所掌する実施機関（以下「特定実施機関」という。）に対し、当該指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正若しくは利用停止の請求又は情報の提供の申出（以下「指定管理者保有個人情報の開示請求等」という。）をすることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 【読替え表 略】	削除	法上の規制がない（上乗せ規制） 現行の規定は維持できないが、審議会の関与の仕方について要検討 論点整理（個別票）②参照
	54	3		前項の規定による指定管理者保有個人情報の開示請求等があったときは、特定実施機関は、当該指定管理者保有個人情報の開示請求等が不適法であり却下する場合を除き、速やかに、指定管理者に対し、その旨を通知し、当該指定管理者保有個人情報の取扱いの状況（当該指定管理者保有個人情報を保有していない場合はその旨を含む。）の報告（指定管理者保有個人情報の開示の請求にあっては、当該報告及び当該指定管理者保有個人情報の提供）を求めるものとする。	削除	法66条第2項第2号において、指定管理者に同条第1項の規定（保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。）を準用しており、これを超える部分は上乗せ規制として許容されない。
	54	4		第2項の規定による指定管理者保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る決定又は不作為に対する審査請求に係る事件については、第2章第3節の規定の例による。この場合において、第45条第3号及び第4号中「行う」とあるのは「指定管理者に行わせる」と読み替えるものとする。	削除	法66条第2項第2号において、指定管理者に同条第1項の規定（保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。）を準用しており、これを超える部分は上乗せ規制として許容されない。
指定管理者の義務等	55	1		指定管理者は、指定管理者の指定を受けた期間（連続して2回以上指定管理者の指定を受けたときにあっては、その最後に指定を受けた期間）が経過したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、直ちに特定実施機関の指示に従い、指定管理者保有個人情報を特定実施機関に譲り渡し、又は廃棄し、若しくは消去しなければならない。	削除	法66条第2項第2号において、指定管理者に同条第1項の規定（保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。）を準用しており、これを超える部分は上乗せ規制として許容されない。
	55	2		指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	削除	法66条第2項第2号において、指定管理者に同条第1項の規定（保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。）を準用しており、これを超える部分は上乗せ規制として許容されない。
	55	3		指定管理者は、その管理する公の施設の管理の業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。	削除	法66条第2項第2号において、指定管理者に同条第1項の規定（保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。）を準用しており、これを超える部分は上乗せ規制として許容されない。
指定管理者が取り扱う個人情報の保護に係る措置	56			公の施設の管理の業務に関し指定管理者と締結する協定等においては、指定管理者保有個人情報に係る開示、訂正及び利用停止の実施並びに情報の提供の申出に対する処理の実施に関する指定管理者の義務その他指定管理者が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めなければならない。	原則削除	総務省及び個人情報保護委員会に確認したところ、法と違う規定を定めることは許容されないとの回答であった
指定管理者からの受託者等の義務等	57			第15条及び第16条の規定は、指定管理者からその管理する公の施設の管理の業務に係る個人情報を取り扱う事務の全部若しくは一部の処理を受託している者若しくは受託していた者又はこれらの者が受託し、若しくは受託していた業務に従事している者若しくは従事していた者について準用する。この場合において、第15条第1項第2号から第4号までの規定中「実施機関」とあるのは「特定実施機関」と読み替えるものとする。	規定不要	15条は、法第66条第2項で同内容を規定しているため、規定不要 16条は、法と違う規定を定めることとなり、許容されない
国又は他の地方公共団体との協力	58			市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。	規定不要	法第15条で同内容を規定

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
審議会の設置及び組織	59	1～2		この条例及び大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）の規定によりその権限に属するものとされた事項について、諮問に応じて審議を行わせ、及び報告に対して意見を述べさせるため、審議会を置く。 2 審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査し、又は審議するとともに、市長に意見を述べることができる。	（審査請求に係る諮問に係る機能のみを審議会に持たせる場合） 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、本市に大阪市個人情報保護審議会を置く。 （審査請求に係る諮問の他、条例独自の諮問に係る機能を審議会に持たせる場合） 次に掲げる事務を行うため、本市に、大阪市個人情報保護審議会を置く。 (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。 (2) 第〇〇条の規定による諮問に応じ調査審議すること。	法及び行政不服審査法に基づく附属機関としての位置づけの変更に伴う改正。 条例独自の諮問事項を規定しないのであれば下線部は不要前者の規定
	59	3～7		3 審議会は、委員10人以内で組織する。 4 審議会の委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。 5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 7 審議会の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。	独自規定として存置	附属機関として必要な事項を定める。大阪市の行政不服審査法施行条例第5条から第12条まで参照 論点整理（個別票）⑩参照
部会	59の2			審議会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会に、前条第1項に規定する事項について調査審議させることができる。	独自規定として存置	附属機関として必要な事項を定める。大阪市の行政不服審査法施行条例第5条から第12条まで参照 論点整理（個別票）⑩参照
審議会の調査権限	60	1		審議会は、必要があると認めるときは、 <u>第45条（第54条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により諮問をした実施機関又は特定実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の提示を求めることができる。</u> この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示を求めることができない。	審議会は、必要があると認めるときは、 <u>法第105条第3項の規定により諮問をした実施機関又は特定実施機関（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の提示を求めることができる。</u> この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示を求めることができない。	行政不服審査法第74条に類似する規定であるが、同条では「保有個人情報の提示」は明文で規定されていない（「資料の提出」まで）。同条の資料の提出に含まれるもの、又は、法第108条に基づく個人情報保護審議会における特則として許容されるものと考えられる。 論点整理（個別票）⑩参照
	60	2		諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。	独自規定として存置	第1項と同様に法108条に基づく特例として許容されると考えられる。 論点整理（個別票）⑩参照 ※国の審査会条例例（第8条第2項）に同趣旨の規定があるため、重複事項とはならず、条例に定めることは許容されると考えられる。
	60	3		審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。	独自規定として存置	行政不服審査法第74条に含まれるようにも読めるが明確ではない。 論点整理（個別票）⑩参照 ※国の審査会条例例（第8条第3項）に同趣旨の規定があるため、重複事項とはならず、条例に定めることは許容されると考えられる。
	60	4		第54条第4項の規定によりその例によることとされる第45条の規定による訂正決定等若しくは利用停止決定等又は訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求に係る事件に関する前3項の規定の適用については、第1項中「という。）」とあるのは「という。」を通じて指定管理者」と、第2項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁及び指定管理者」と、前項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁を通じて指定管理者」と、「審議会に」とあるのは「諮問庁を通じて審議会に」とする。	削除	第54条を削除することに伴う整理
	60	5		第1項及び第3項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人若しくは諮問庁（以下「審査請求人等」という。）又は指定管理者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。この場合において、指定管理者に対する意見書又は資料の提出の求めは、諮問庁を通じて行うものとする。	規定不要	行政不服審査法第74条で同内容を規定 論点整理（個別票）⑩参照

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
意見の陳述等	61	1		審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。	規定不要	行政不服審査法第75条で同内容を規定 論点整理(個別票) ⑨参照
	61	2		前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。	規定不要	行政不服審査法第75条で同内容を規定 論点整理(個別票) ⑨参照
	61	3		審議会は、その指定する相当の期間内に審査請求人等が口頭で意見を述べる ことができないときは、当該審査請求人等に対し、口頭で意見を述べる機会に代えて、相当の期間を定めて当該期間内に意見書を提出するよう求めることができる。	行政不服審査法第75条第1項の規定に基づき、審査請求人から意見の陳述の申立てがあった場合において、審議会は、その指定する相当の期間内に審査請求人等が口頭で意見を述べる ことができないときは、当該審査請求人等に対し、口頭で意見を述べる機会に代えて、相当の期間を定めて当該期間内に意見書を提出するよう求めることができる。	行政不服審査法第75条に規定がないが、同条の意見陳述に含まれるもの、又は、法第108条に基づく個人情報保護審議会における特則として許容されと考えられる。 論点整理(個別票) ⑩参照
意見書等の提出	62			審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。	規定不要	行政不服審査法第76条で同内容を規定 規定を残すのであれば、「意見書」を「主張書面」に改正 論点整理(個別票) ⑩参照
委員による調査手続	63			審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、 第60条第1項(同条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定により 提示された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報を閲覧させ 、同条第5項の規定による調査をさせ、又は第61条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせ、若しくは同条第3項の規定により当該意見の陳述に代えて提出された意見書を閲覧させることができる。	審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、 第〇条第〇項の規定により提示された保有個人情報又は指定管理者保有個人情報を閲覧させ 、行政不服審査法第74条の規定による調査をさせ、又は同法第75条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせ、若しくは同第〇条第〇項の規定により当該意見の陳述に代えて提出された意見書を閲覧させることができる。	行政不服審査法第77条に類似する規定であるが、同条では「保有個人情報の提示」は明文で規定されていない(同条が引用する同法第74条は「資料の提出」まで)。同法第77条の調査に含まれるもの、又は、法第108条に基づく個人情報保護審議会における特則として許容されと考えられる。 論点整理(個別票) ⑩参照 ※国の審査会条例例(第9条)に同趣旨の規定があるため、重複事項とはならず、条例に定めることは許容されと考えられる。
提出資料の写しの送付等	64	1		審議会は、 第60条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 若しくは第5項、第61条第3項又は第62条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項、次項及び第5項において同じ。))にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。	審議会は、行政不服審査法第74条の求めに応じ、又は第76条の規定に基づき、審査関係人から主張書面意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項、次項及び第5項において同じ。))にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。	行政不服審査法にはない規定であるが、法第108条に基づく個人情報保護審議会における特則として許容されと考えられる。 論点整理(個別票) ⑩参照 ※国の審査会条例例(第10条第1項)に同趣旨の規定があるため、重複事項とはならず、条例に定めることは許容されと考えられる。
	64	2		審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)又は写しの交付(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の交付。以下この条において同じ。)を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。	規定不要	行政不服審査法第78条第1項で同内容を規定 論点整理(個別票) ⑩参照
	64	3		審議会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは写しの交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。	審議会は、第1項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。	第1項の規定による送付以外の部分は、行政不服審査法第78条第2項で同内容を規定(「送付」の部分のみ条例で独自に規定。それ以外は規定不要。) 論点整理(個別票) ⑩参照 ※国の審査会条例例(第10条第2項)に同趣旨の規定があるため、重複事項とはならず、条例に定めることは許容されと考えられる。
	64	4		審議会は、第2項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。	規定不要	行政不服審査法第78条第3項で同内容を規定 論点整理(個別票) ⑩参照
	64	5		第2項の規定により審議会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面の作成及び送付)に要する費用を負担しなければならない。	要検討	行政不服審査法第81条第3項により読み替えて適用される同法第78条第4項の規定に基づき条例で定める手数料とするか、本条例第68条第2項と同様に手数料ではなく、実費相当額の徴収とするかについて、要検討(前者であれば、「額」を定める必要がある。大阪市行政不服審査法施行条例第14条参照) 論点整理(個別票) ⑨参照

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
調査審議手続の非公開	65			審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、第59条第2項の規定による調査審議の手続のうち個人情報保護制度の運営に係る事項については、特段の支障がない限り、公開して行うものとする。	独自規定として存置	大阪市行政不服審査法施行条例第12条の特則として存置（ただし書部分は同条に規定がない） 論点整理（個別票） ⑱参照
答申書の送付等	66			審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。	規定不要	行政不服審査法第79条で同内容を規定 論点整理（個別票） ⑱参照
委任	67			この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、市規則で定める。	独自規定として存置	
手数料等	68	1		開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求若しくは第48条の規定による申出又は指定管理者保有個人情報の開示請求等に係る手数料は、無料とする。	法第89条第2項の条例で定める額は、無料とする。	手数料は条例での要規定事項（開示請求等の際の手数料の他、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料も条例で定める必要あり）。 ※「地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること）も可能」とされている。【ガイドライン（行政機関等編）52頁】
	68	2		<u>この条例（第64条第2項を除く。）</u> の規定により公文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして市規則で定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあっては、これらに準ずるものとして市規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。	法又はこの条例の規定により公文書の写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずるものとして市規則で定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付（電磁的記録にあっては、これらに準ずるものとして市規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。	法89条第2項に基づく手数料と別にコピー代等を徴収することは可能（【QA案5-7-2】）。 論点整理（個別票） ⑮参照 ただし、この条例第64条第5項との整理が必要（同じ文言で一方は手数料、一方は手数料以外の実費という整理は困難）
苦情の処理	69	1		実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。	規定不要	法第128条で同内容を規定
	69	2		市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるように努めるものとする。	規定不要	法第14条で同内容を規定
	69	3		市長は、前項の規定による措置を講ずるために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる。	市長は、法第14条の規定による措置を講ずるために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請することができる。	法の目的や規範に反することなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられない…とされている（【QA案9-1-1】）。この範囲での独自規定として存置
市長の調整	70			市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し、報告を求め、又は助言することができる。	独自規定として存置	内部管理に関する事項として許容されるものと考えられる。

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
適用除外等	71	1	1－3	この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 統計法(平成19年法律第53号)第52条第1号、第3号及び第4号に掲げる個人情報 (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報 (3) 図書館その他図書、資料、刊行物等(以下「図書等」という。)を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報		法第124条に相当 第1号については、統計法第52条第1項で法第5章の規定が適用除外する旨を規定。 第2号・第3号については、適用除外の理由の確認が必要。 なお、条例で法の適用除外を定めることはできないので、条例の独自規制のみの適用除外となる。 ※【第3号の適用除外の理由について】 改正法第60条第1項は、同法第5章にいう「保有個人情報」(地方公共団体保有分)につき、「地方公共団体等行政文書に記録されているものに限られる」としている。 この「地方公共団体等行政文書」について、同第60条第1項は、「行政機関情報公開法(行政機関の保有する情報の公開に関する法律)第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く」としているところ、改正法施行令(案)第16条第2号は「地方公共団体等行政文書から除かれるもの」として「公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として次に掲げる方法により特別の管理がされているもの」としている。 ⇒第3号と同趣旨と考えられるため、改正法下でも図書等は適用除外となる(条例による措置不要)ように考えられる。
	71	2		第2章第2節(第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、第3節(同条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び第4節(同条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の遂行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報又は指定管理者保有個人情報(当該裁判、処分若しくは遂行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。	規定不要	法第124条第1項で同内容を規定
	71	3		<u>第6条第4項及び第5項(第9条第4項、第10条第2項及び第12条第2項において準用する場合を含む。)、第8条並びに第9条第1項から第3項まで(審議会の意見聴取に関する部分に限る。))の規定は、人事、給与、服務、福利厚生その他の本市の職員に関する事務のために取り扱う個人情報については、適用しない。</u>	第8条の規定は、人事、給与、服務、福利厚生その他の本市の職員に関する事務のために取り扱う個人情報については、適用しない。	条例で法の適用除外を定めることはできないので、条例独自の制度の事務の届出についてのみ規定を存置。 この点、「第8条」は本市独自の制度であるから条例で規定することにより適用除外が可能。
	71	4		保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示、訂正又は利用停止について、法令等(大阪市情報公開条例及び大阪市会情報公開条例(平成13年大阪市条例第24号)を除く。)に定めがあるときは、この条例の規定にかかわらず、その定めるところによる。ただし、保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示をすることができる期間又は方法等が限られている場合において、当該法令等が異なる期間又は方法等による保有個人情報又は指定管理者保有個人情報の開示を禁止する趣旨でないと認められるときは、この限りでない。	規定不要	法第88条、第90条第1項ただし書、第98条第1項ただし書で同内容を規定
	71	5		保有個人情報又は指定管理者保有個人情報(大阪市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を専ら記録する公文書(指定管理者保有個人情報にあつては、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者が当該業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であつて、当該従事者が当該業務に関して組織的に用いるものとして当該指定管理者が保有しているもの(出版物を除く。))に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用の目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報又は指定管理者保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第2章(第2節及び第4節に限る。)(第54条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、実施機関又は指定管理者に保有されていないものとみなす。	規定不要	法第124条第2項で同内容を規定
運用状況の公表	72			市長は、毎年1回、<u>この条例</u>の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。	市長は、毎年1回、<u>法及びこの条例</u>の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。	内部管理に関する事項として許容され则认为られる。

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
施行の細目	73			この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。	独自規定として存置	
	74			実施機関の職員若しくは職員であった者又は第15条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物であって個人の秘密に属する事項が記録されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。	削除	法第176条で同内容を規定
	75			前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	削除	法第180条で同内容を規定
	76			前2条の規定は、第54条第1項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者について準用する。この場合において、前2条中「保有個人情報」とあるのは「指定管理者保有個人情報」と読み替えるものとする。	削除	第54条第1項の削除に伴う整理
	77			実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	削除	法第181条で同内容を規定
	78			第59条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	独自規定として存置	法が罰則規定を置いていない行為類型であるが、罰則を設けることは禁じていないと解されるため(国が示した審査会条例例(第13条)を参照)、条例独自の罰則として存置
	79			第74条から前条までの規定は、本市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。	前条の規定は、本市外において同条の罪を犯した者にも適用する。	第74条から第77条までの削除に伴う整理
	80			偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。	削除	法第185条第3号で同内容を規定 ただし、刑罰は厳格化(5万円以下の過料⇒10万円以下の過料)
条例要配慮個人情報				【新設】	法第60条第5項の条例で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。 (1) (2)	論点整理(個別票)①参照 (条例要配慮情報を独自に規定しないのであれば規定不要)
登録簿				【新設】	市の機関等(市の機関(議会を除く。)及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。)は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「登録簿」という。)を備え付けなければならない。 (1) (2) (3) (4) 2 市の機関等は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。 3 市の機関等は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。	法第75条第5項に基づき個人情報取扱事務登録簿に関する規定を設ける場合に規定 事務の届出(条例8条)を存置する場合には、当該規定とあわせてと条例第8条を検討し、重複のないように規定することが考えられる。 また、本市独自の制度として、従前通り、「事務の届出」の制度に市会を含めるか否かにつき要検討(市会と要協議)。
不開示情報				【新設】	法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)第7条第〇号に掲げる情報とする。 2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、大阪市情報公開条例第7条第〇号に掲げる情報とする。	法第78条第2項に基づき非開示情報について、情報公開条例上の非公開情報に係る規定との整合を図る規定を設ける場合に規定

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料		1		【新設】	法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、〇〇円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。 (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに〇〇円 (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)	法119条第3項により定める必要がある規定
		2		【新設】	2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 次号に掲げる者以外の者 法115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額 (2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 〇〇円	法119条第4項により定める必要がある規定
審議会への諮問(仮)				【新設】	市の機関(議会を除く。以下同じ。)は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、第〇〇条に規定する大阪市個人情報保護審査会 に諮問することができる。	法129条に基づき審議会への諮問に関する規定を定める場合に必要となる規定 なお、本市において市会を含める否かについて要検討(市会と要協議)
市会における取扱い(仮)				【新設】	市会における保有個人情報の取扱いについては、他の実施機関の例による(例)。	条例において、実施機関として市会を含める場合、市会において改正法と重複する規定も全て明示することを回避するための規定を要する(文言については、法務Gと要協議)。 ※なお、前掲のとおり、全国的に示された市会独自の条例案の中で、改正法に依拠しつつも条例案の中に敷衍していない規定については、市会として想定し得ない内容等として、準用等の範囲から具体的に除外することも考えられる(市会と要協議)。
※その他				【新設】	※法で規定されていないが、法で許容され、かつ本市の個人情報保護制度において必要な制度を定める場合は各々規定する。	
(経過措置)	罰則1	1		【改正条例の附則】	次に掲げる者に係るこの条例による改正前の大阪市個人情報の保護に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条第4項又は第15条第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。 (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者 (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者	個人情報保護法施行条例例附則第3条第1項 改正法附則第3条に基づき罰則に関する経過措置 検察協議の要否を確認
	適用区分				この条例の施行前に旧条例第17条第1項、第28条第1項又は第37条第1項の規定により行われた個人情報の開示、訂正、利用停止、消去又は提供の停止の請求についてなお従前の例による。	条例例附則3条第2項
		4		【改正条例の附則】	次に掲げる者が、正当な理由がないのに、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した旧保有個人情報を含む情報の集合物であって個人の秘密に属する事項が記録されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者 (2) 第1項第2号に掲げる者	改正法附則第3条に基づく罰則に関する経過措置 個人情報保護法施行条例例附則第3条第4項参照 検察協議の要否を確認

見出し	大阪市個人情報保護条例					対応する法の条文・コメント
	条	項	号	現行規定	改正イメージ	
		2		【改正条例の附則】	前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	改正法附則第3条に基づく罰則に関する経過措置 個人情報保護法施行条例例附則第3条第5項参照 検察協議の要否を確認
		6		【改正条例の附則】	前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。	改正法附則第3条に基づく罰則に関する経過措置 個人情報保護法施行条例例附則第3条第6項参照 検察協議の要否を確認
	罰則2			【改正条例の附則】	改正法附則第10条第1項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。	改正法附則第10条第2項に基づく経過措置 個人情報保護法施行条例例附則第4条参照 検察協議の要否を確認
	審査会関連			【改正条例の附則】	この条例の施行の際現に旧条例第59条第1項の規定により市に置かれた同条に規定する大阪市個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第◇条第◇項の規定による委嘱を受けたものとみなす。	個人情報保護審査会条例例附則第3条第1項参照 「委嘱」と条例例上の「任命」との違いは要確認
				【改正条例の附則】	市長は、施行日前においても、第◇条第◇項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。	個人情報保護審査会条例例附則第3条第2項参照
				【改正条例の附則】	この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第59条第6項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。	個人情報保護審査会条例例附則第3条第3項参照
				【改正条例の附則】	施行日前に旧条例第45条(第54条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。	個人情報保護審査会条例例附則第3条第4項参照
				【改正条例の附則】	施行日前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。	個人情報保護審査会条例例附則第3条第5項参照
				【改正条例の附則】	第○項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	個人情報保護審査会条例例附則第3条第6項参照
				【改正条例の附則】	前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。	個人情報保護審査会条例例附則第3条第7項参照
				【改正条例の附則】	偽りその他不正の手段により、この条例の施行前に旧条例の規定に基づく開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者に係る罰則については、なお従前の例による。	施行前の開示決定については、法の適用がないため、条例で独自に罰則を維持することは可能ではないか。 検察協議の要否について確認
	適用区分			【改正条例の附則】	この条例の施行前に旧条例第17条第1項、第28条第1項又は第37条第1項の規定により行われた個人情報の開示、訂正、利用停止、消去又は提供の停止の請求についてなお従前の例による。	条例例附則3条第2項